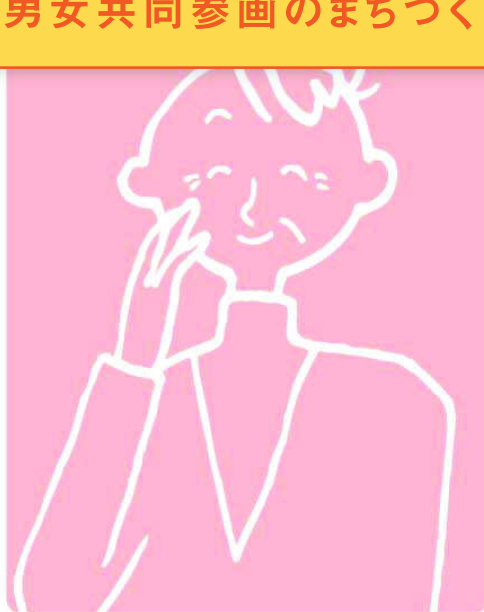
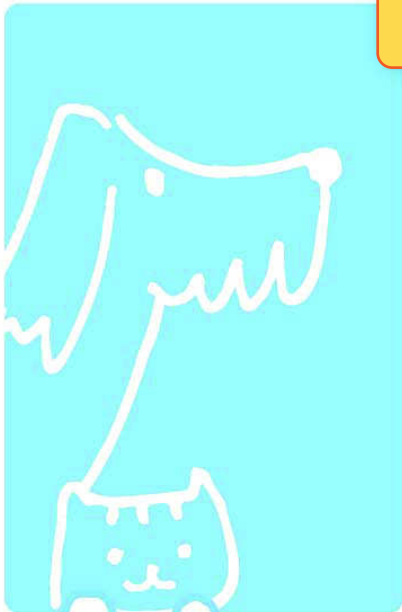


三原市

男女共同 参画プラン

平成19(2007)年3月

ともに歩み ともに育む
男女共同参画のまちづくり





はじめに

少子高齢化，家族形態の変化，情報化の進展，価値観やライフスタイルの多様化等，私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で，だれもが安心して心豊かに暮らせる社会をつくるためには，男女が互いにその人権を尊重し，責任を分かち合い，性別に関わりなく，個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題であると考えます。

三原市ではこの度，平成23(2011)年度を目標年度として，「三原市男女共同参画プラン」を策定いたしました。このプランの実行にあたっては，市民，事業者，関係各機関の皆さまの主体的な取り組みと連携が必要です。これからも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「三原市男女共同参画プラン」策定にあたり，貴重なご意見をいただきました男女共同参画計画策定懇話会委員，並びにご協力をいただきました関係機関，市民の皆さま方に心より厚くお礼申し上げます。

平成19(2007)年3月

三原市長 五 藤 康 之

第1章

計画の概要

	1
① 計画の趣旨	2
② 計画の位置づけ	3
③ 計画の期間	5
④ 計画の基本理念	5
⑤ 計画の基本目標	6
⑥ 計画の体系	8

第2章

計画の内容

	11
① 男女共同参画を進めるための人づくり	12
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	12
(2) 広報・啓発の充実	14
(3) 教育・学習の推進	16
② 男女共同参画を実現するための環境づくり	19
(1) 職場における男女共同参画の推進	19
(2) 家庭における男女共同参画の推進	24
(3) 男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	28
(4) 地域における男女共同参画の推進	31
③ 男女共同参画を支える社会づくり	34
(1) 生涯を通じた健康づくり支援	34
(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	38
(3) 子どもがのびのび育つ環境づくり	41
(4) 国際交流や国際協力の取り組みの推進	45

第3章

計画の数値目標

47

第4章

計画の推進

51

資料

	55
① 用語解説	56
② 男女共同参画社会基本法	59
③ 広島県男女共同参画推進条例	63
④ 三原市男女共同参画計画策定懇話会要綱	65
⑤ 三原市男女共同参画推進本部設置要綱	67
⑥ 三原市男女共同参画プラン策定経緯	69
⑦ 男女共同参画に関する年表	70

第1章

計画の概要

① 計画の趣旨

本市は、平成17(2005)年3月22日に三原市、本郷町、久井町及び大和町の1市3町が新設合併し、新「三原市」となりました。地域の個性的な歴史・文化、豊かな自然、恵まれた交通条件を活かし、すべての人が生き生きと幸せに暮らせるまちの実現をめざしてさまざまな取り組みを推進しています。

さて、近年では少子高齢化の進展や市場経済のグローバル化^{1*}、IT^{2*}による高度情報化などの進展により、社会経済情勢が大きく変化し、私たちの生活や家族の形態、地域社会のありようにさまざまな影響を与えています。

このような中、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと生活することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題となっています。

国では、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」^{3*}が施行され、平成12(2000)年12月に「男女共同参画基本計画」^{4*}、平成17(2005)年12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。広島県では、平成13(2001)年12月に県と県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「広島県男女共同参画推進条例」^{5*}を公布し、平成15年(2003)2月には条例に基づく初めての計画として「広島県男女共同参画基本計画」^{6*}が策定されました。さらに平成18(2006)年3月には「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されたところです。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進され、法律や制度も改善された結果、女性の地位向上や固定的な性別役割分担意識^{7*}に一定の変化がみられています。しかし、社会制度・慣行の中に依然として根強く残っているものや、暴力の防止や性と生殖に関する健康と権利の尊重、地域社会における男女共同参画など新たな課題も生じています。

この計画は、本市においてあらゆる場面で男女共同参画が推進され、一人ひとりが個性と能力を活かしながら生き生きと暮らせるよう、男女の人権が尊重されることを基本として、男女共同参画社会の実現へ向けた施策の方向性と具体的な取り組みを明らかにするため策定するものです。

② 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」^{3*}第14条第3項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び広島県の「男女共同参画基本計画（第2次）」をふまえて策定するものです。
- この計画は、「三原市長期総合計画」や他の部門計画との整合を図った計画であるとともに、「三原市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（平成17（2005）年実施）や「次世代育成支援に関するアンケート」（平成16（2004）年実施）の結果をふまえ、「三原市男女共同参画計画策定懇話会」を経て、市民の意見を尊重して策定するものです。

アンケート調査の概要

	男女共同参画社会に関する市民意識調査	次世代育成支援に関するアンケート調査
調査地域	三原市全域	三原市全域
調査対象	市内に在住する満20歳以上の男女2,000人	市内在住の0歳から小学校6年生の子どもがいる5,043世帯
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送による配布-回収	郵送による配布-回収
調査期間	平成17（2005）年12月	平成16（2004）年1月～2月
回収数（率）	848（42.4%）	3,089（61.3%）

アンケート結果からみえる課題

家庭における男女共同参画の推進

男女の性別役割分担意識に関する「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、賛成している人の割合は前回調査（平成7（1995）年実施）の54.1%から23.5%に低下しており、性別役割分担意識は次第に変化しています。一方で、「掃除」や「洗濯」「買い物」「食事のしたく」などの日常の家事については、「妻」が主に担っているという回答が60%を超え、前回の調査に比べて大きな変化はみられません。また、子どもとの関わり方（子どもとの遊び、学校の成績の相談、学校行事への参加など）についても、「夫婦で相談」または「妻中心」が多数を占め、家事や子育てなどは女性が中心となっている実態があります。男女がともに家族としての責任を分かち合い、協力しながら、そ

それぞれのライフステージ^{8*}とライフプラン^{9*}にそって、専業主夫・専業主婦というあり方も含めて、それぞれの個性を活かすことができるよう、家庭における男女共同参画の取り組みを進めることが必要となっています。

就労環境の整備

女性と職業の関係について、「子どもができてもずっと職業をもつほうがよい」と考える人の割合が、前回の調査結果から約2倍に増加し、女性が就業し仕事を継続することが望まれるようになってきています。実際に女性の就業率が上昇する中、保育や介護といった福祉サービスや、いったん退職してからもまた仕事に就ける再雇用制度等への要望が高まっています。男女が働きやすい環境をつくるために、子育て支援施策や就労に関する支援施策(再就職や起業支援)の強化を図る取り組みが必要となっています。

ワーク・ライフ・バランス^{10*}の実現

仕事と家庭・地域生活の関係については、「仕事に専念」「仕事を優先」しているという回答が男性では60%を超え、女性も30%を超えるなど、とくに男性は仕事中心のライフスタイル^{11*}になっていることがわかります。仕事と生活の両方が充実し、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランス^{10*}を実現するための取り組みが必要となっています。

男女の健康づくり支援

健康診断やがん検診の受診について、女性は男性よりも受診率が低い現状があります。また、今後は高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢女性も増えることが予測され、男女の性差の違いに応じた的確な医療や健康づくりを推進することが必要となっています。

DV^{12*}の防止

女性では配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことがあるという人が20人に1人の割合となっています。あらゆる暴力を許さない意識の啓発や、法制度や相談体制の周知、被害者保護の取り組みが必要となっています。

男女共同参画社会の実現のために

政策・方針決定過程への女性の参画は未だ少ない状況にあり、今後も女性の参画を拡大していくことが必要となっています。また、これまで女性の参画が少ない分野、防災・まちづくり・観光・環境などの分野でも、女性の参画が期待されています。

男女共同参画社会を実現するために必要なこととして、子育てや介護に関する多様な支援策の充実が最も望まれており、男女が働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりが必要となっています。

③ 計画の期間

- この計画の期間は、平成19(2007)年度を初年度とし、平成23(2011)年度を目標年度とする5年間とします。

④ 計画の基本理念

「男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を発揮しながら、社会の発展を平等に支え合い、貢献し合うことのできる社会」の実現をめざします。

⑤ 計画の基本目標

① 男女共同参画を進めるための人づくり

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができるように、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。

また、男女が性別にとらわれず、様々な活動に共に参画できるように、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会制度や慣行を男女平等の視点に立って見直し、男女共同参画意識の啓発を図ります。

さらに、男女が個人として尊重される社会の基礎にある理念は人権であり、人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画の視点に立った家庭や地域、学校における教育を充実し、男女共同参画を推進するための意識改善に努めます。

② 男女共同参画を実現するための環境づくり

男女が、対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりに協力し、社会で活躍できるように、自らの意欲や能力を高め、活躍の場を広げるチャレンジを支援します。

また、家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育て・介護等ができる基盤整備を推進するとともに、男女間の暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

さらに、男性の地域活動への参画を促進し、地域社会における男女共同参画の推進に努めるとともに、今まで女性の参画が少なかった分野における女性の参画を促進します。

③ 男女共同参画を支える社会づくり

男女が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう、健康づくりや高齢者等への支援に向けた取り組みを推進します。

また、子育て中の男女が安心して生活することができるように、子どもがのびのび育つ環境づくりを推進します。

さらに、男女共同参画に関する取り組みは国際的な動きと連動しているため、国際交流や国際理解を促進し、国際的な取り組みとの協調を図ります。

実現をめざす社会像

男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を発揮しながら、社会の発展を平等に支え合い、貢献し合うことのできる社会

市民参画



実現のための基本目標

1

男女共同参画
を進めるための
人づくり

2

男女共同参画
を実現するための
環境づくり

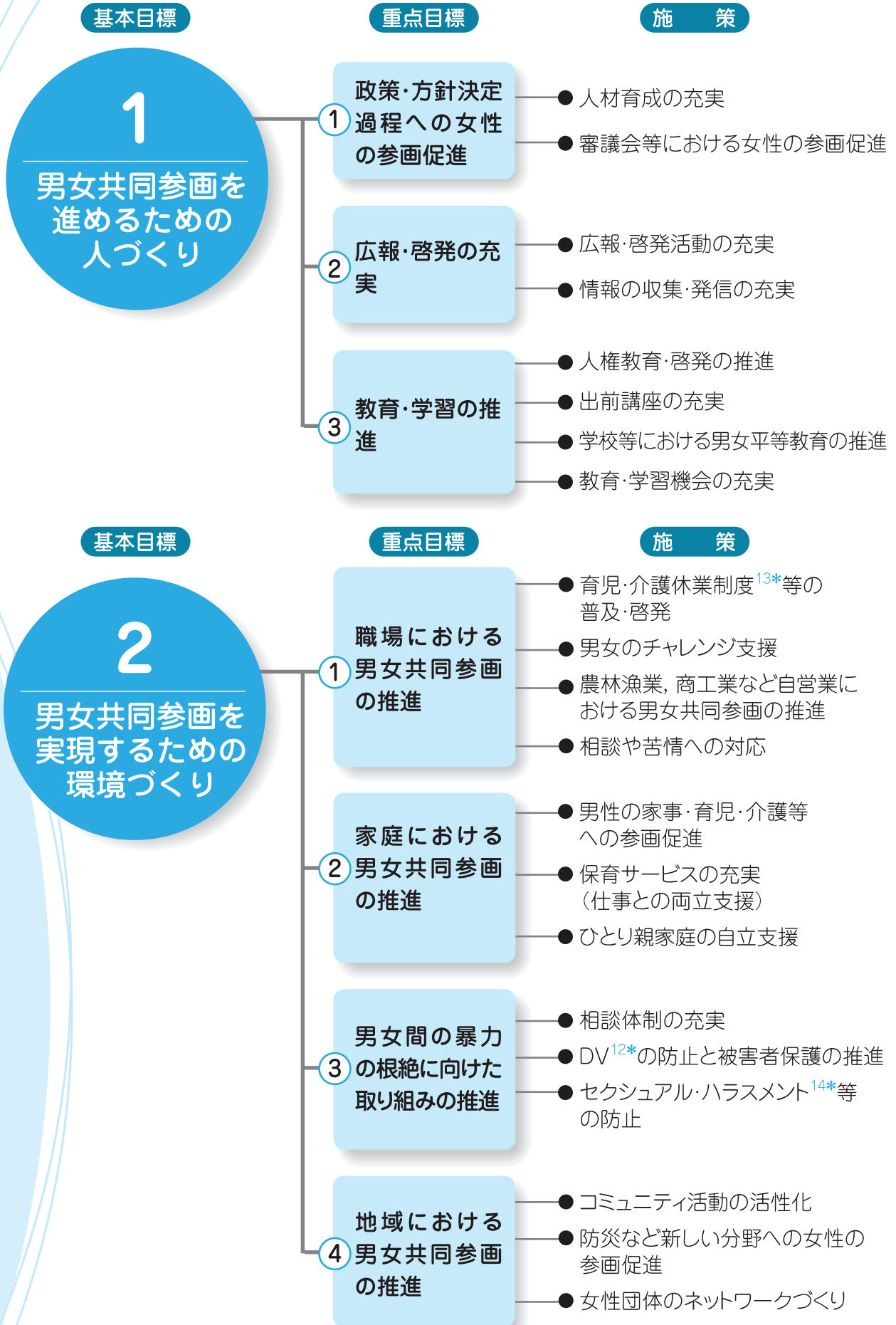
3

男女共同参画
を支える
社会づくり

実現のための体制づくり

- ① 全庁的な取り組みを進める体制整備
- ② 三原市男女共同参画推進条例（仮称）の制定に向けた取り組み
- ③ 男女共同参画の拠点機能の整備
- ④ 施策の点検・評価
- ⑤ 国・県・関係機関との連携

⑥ 計画の体系



基本目標

重点目標

施策

3
男女共同参画を
支える社会
づくり

① 生涯を通じた健康づくり支援

- 健康教育・健康相談・健康診査等の充実
- 健康づくり支援
- 安心・安全に妊娠・出産できる環境整備
- 地域医療の充実
- 生涯スポーツの推進

② 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者の社会参加の促進
- 介護予防等の推進
- 地域生活の支援

③ 子どもがのびのび育つ環境づくり

- 地域における子育て支援の充実
- 子どもの健全育成の推進
- 安心して子どもが育つ環境整備

④ 国際交流や国際協力の取り組みの推進

- 国際理解・異文化理解の促進
- 国際交流の充実

